

2023年 6月 13日

環 境 大 臣

西村 明宏 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

2024年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、環境・廃棄物行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。さて、「パリ協定」の実現に向けた各国の温室効果ガスの削減について、目標達成には程遠い状況にあることに対し、わが国においては「改正地球温暖化対策推進法」や「プラスチック資源循環促進法」が成立するなど、持続可能な資源循環型社会の実現に向けた取り組みが進められてきています。

このような中、わが国においては、集中豪雨や台風・豪雪など気候変動が起因とされる災害が毎年のように発生しており、これまで以上の防災・減災対策や万全な災害廃棄物処理体制、さらには、天然資源の消費抑制など、環境への負荷をできる限り低減する取り組みの強化が求められています。

これらの取り組みを主体的に進めていくため、各自治体には大きな責務が課せられていますが、自治体の財政難も深刻な状況にあり、人的・財政的にも盤石な状況とは言えません。

つきましては、2024年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、以下の課題についての検討と積極的な対応を要請いたします。

記

- 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。
- 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在していることから、

災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。

3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための指導を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。

5. 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。

6. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、プラスチック廃棄物の回収体制構築に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて国民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

7. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体で実施されるよう、制度の義務化にむけて検討し、各自治体における回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

8. 有機ELテレビを早急に家電リサイクル法対象品目とするとともに、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等、対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

9. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

また、リチウムイオン電池のリサイクルの推進にむけ製造事業者等が義務的に回収するよう、関係省庁と連携を図ること。

10. 高齢化社会が進みごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を講ずること。

11. 放射能汚染廃棄物について、放射性物質濃度を公開して住民の理解を得るとともに、廃棄物処理に関する安全基準を明確化し、中間処理過程における管理・保管状況を公開すること。あわせて、国段階での処理、保管時の具体的な安全マニュアル等を作成すること。

12. 放射能汚染廃棄物処理では、様々な品目が処理されていることを踏まえ、処理工程について検証し、住民や労働者の安全を確保するとともに、ALPs処理水の海洋放流について放射能汚染がないよう、安全性の責任を果たすこと。

13. 水銀含有廃棄物が他の廃棄物に混入されていることを前提とした水銀などの排ガス基準に適応した施設の整備や触媒洗浄などの復旧費用について予算措置を講ずること。また、家庭内や事業所内の水銀含有廃棄物などの有害廃棄物の回収体制を確立すること。

14. 労働者の安全と健康を確保と事業の継続のため、マスクや防護具など必要な資材の確保のための十分な予算措置を行うこと。また、各種ワクチン接種についてはインフラ維持の観点から公費負担となるよう、予算措置を講ずること。あわせて、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業継続計画などの対策を国として検討すること。

15. 外国人労働者や外国人旅行者へのごみ出しルールの周知・徹底を図るため支援を各自治体に対して行うとともに、必要な予算措置を行うこと。

以上